明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○公職選挙法の一部を改正する法律（八九）　四
○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（九〇）　七
○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（九一）　七
○離島振興法の一部を改正する法律（九二）　八
〔政　令〕
○離島振興法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三五四）　二〇
○農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三五五）　三
○農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三五六）　二
○航空法関係手数料令の一部を改正する政令（三五七）　三
○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（三五八）　二五
○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三五九）　二六
○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（三六〇）　二六
○自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（三六一）　二七
〔府令・省令〕
○自動車運送事業者等以外の事業者に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める命令の一部を改正する命令
（内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　三七
〔省　令〕
○地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令
（国土交通八三）　二八
○自動車運送事業者等に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める省令の一部を改正する省令
（国土交通・環境四）　三
〔告　示〕
○自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針を変更する件（環境九〇）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　三七
裁判所
破産、免責関係
特殊法人等
西日本高速道路株式会社工事一部完了、企業年金基金清算結了・清算人退任、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒処分関係　四八
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　四八
会社その他
会社決算公告　四九

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。